

補助事業活用のすすめ

R6.8

群馬県農政部農業構造政策課

I 補助事業の流れ

時期	区分	取組	解説
事業を実施したい前年度	調査以前	経営改善の構想	<p>■事業者</p> <p>○3～5年後の経営を見据え、その実現に必要な機械・施設等を想定してください。</p>
	6月まで	意向表明	<p>■事業者→市町村</p> <p>○6月までに市町村担当者に構想を伝えます。</p>
	7月頃 1月頃	要望調査	<p>■事業者→市町村→県</p> <p>○7月は、予算確保のための概算調査です。</p> <p>○1月は、事業者の構想を実現レベルまで高めて頂き、具体的な要望として申請します。</p> <p>※国庫事業ではポイントによる割当内示</p>
事業を実施したい年度	4月～6月頃	計画書類作成	<p>ヒアリング（県） （成果目標に対するポイント評価も）</p> <p>■市町村と県</p> <p>○事業者からの要望を検討し、優先順位を決定します。採択する事業者については、市町村に実施計画書の提出を求めます。</p> <p>○県単事業は、国事業の要件を満たしていない又は落選した場合に申請ができます。</p>
		実施計画書の提出	■（事業者→）市町村→県
		計画承認、交付内示	■県→市町村（→事業者）
		補助金交付申請書提出	■（事業者→）市町村→県
		補助金交付決定	■県→市町村（→事業者）
事業期間中	着手	入札（見積合わせ）・契約	<p>■事業者</p> <p>○交付決定後、速やかに実施してください。</p>
期中		（概算払い） （変更承認申請）	<p>■（事業者→）市町村→県→市町村（→事業者）</p> <p>■（事業者→）市町村→県→市町村（→事業者）</p>
竣工後	竣工	竣工（納品）検査	<p>■（事業者→）市町村→事業者</p> <p>○市町村が検査をし、合格すれば補助金が支払われます。これで事業完了。年度内に行われる必要があり、県はその履行を確認します。</p>
	報告	実績報告書の提出	■市町村→県
	検査	完了検査（現地調査）	■県→市町村（事業者）
	確定	補助金額の確定・補助金の支払い	<p>■県→市町村</p> <p>○目標年度（事業実施の翌々年度）までは、達成状況を報告します。</p> <p>※目標達成まで改善指導を受ける場合があります</p> <p>○財産処分制限期間中は勝手に処分等はできません。</p>

注）実施時期は、県段階のものなので、農業者のメ切はその前になります。県単独事業、国庫事業ともに、事業要望はなるべく早い時期に、市町村担当者に繋げておいてください。

Ⅱ 補助事業を活用するための注意事項

<計画書類作成まで>

1. 補助事業の内容は、目標年度の経営内容に対し、適切な規模、能力、台数等でなければなりません。（「農業機械適正導入のてびき」参照）
2. 申請要件、補助率、必要な書類等は、各事業内毎に細かく決められています。各事業の実施要領及び補助金交付要綱等を必ず確認してください。
3. 本則課税事業者の場合、原則、消費税分は補助対象事業費に含まれません。消費税等仕入控除税額についての届出書を提出してください。非課税又は簡易課税事業者であっても、消費税の申請時における仕入控除の取扱により判断されます。確定申告書の写し等をご用意ください。
4. 国庫事業の要望は、各事業毎に募集期間が定められ（通常1月～2月上旬）、公募開始から締切まで1ヶ月に満たない場合も多くあり、要望時に計画内容が固まっている必要があります。市町村への早めの相談をお願いします。

<着工から補助金支払いまで>

1. 必要な手続きを経ないで事前に着工した場合は、補助対象外となる恐れがあります。
2. 事業内容を大幅に変更する場合は、事前に補助事業者（知事）等の承認が必要です。
3. 事業完了（市町村から事業者への補助金の支払い）期限は、原則、事業年度内（3月末）までです。計画的な進捗管理をお願いします。定期的に、遂行状況の確認も行います。
4. 事業完了のための竣工（納品）検査は、請求書の発行をもって市町村に請求できます。契約内容によっては、一旦事業者が事業費を立て替える必要が生じますが、自己資金が不足する場合は市町村に「概算払い」を請求できます。
5. 補助事業に係る出納は、専用の元帳（通帳）を作成し、適切な資金管理をお願いします。

<補助事業完了後>

1. 事業者が導入した施設・機械は、耐用年数が切れるまで（施設5～31年。機械7年）処分制限を受けます。
「利用計画の変更」：補助金等の交付の目的に反しない対象作物の変更、計画処理量の変更等。
「財産処分」：補助事業の目的外使用を含む中止、譲渡、交換、貸付け、又は担保に供すること。
適正化法・承認基準通知等に基づく手続きで、原則、補助金返還。
「模様替え」：移転、更新又は増築、模様替え等。国取扱い通知に基づく届出。
「被災報告」：国取扱い通知に基づく届出。被災時の写真を撮影のこと。
2. 処分制限期間を経過するまでは、保険への加入が必要です。又、財産管理台帳や証拠書類の整理保管が必要になります。
3. 国庫事業では、目標が達成されない場合、改善指導を受け結果が公表される場合があります。

Ⅲ 必要となる書類の整理について

■実施計画書等への添付書類

受益地及び設置（保管）場所等の位置図、カタログ又は概算設計書（立面図、平面図）、対象作物の作付体系及び機械・施設の利用計画、能力及び規模決定根拠、見積書等
団体の場合は、構成員名簿、規約又は定款、管理運営規程、事業実施を決定した議事録

■実績報告書への添付書類

写真（着工前）、出来高設計書、入札執行調書、入札書、請求書、工事完成通知又は納品書、振込依頼書、通帳の写し、財産管理台帳等

※現金での支払いは、原則認められません。

①早めの相談、②入念な計画、③緻密な執行が大切です。

「面倒くさい」と感じられるかもしれませんが、県、市町村、関係機関が全面的に支援します。是非、力強く成長する農業経営の実現のため、補助事業をご活用ください。

※事業は毎年度変更があります。最新の情報を確認してください

■国が実施する主な事業（農林水産省「逆引き事典」を参照してください）

1. 強い農業づくり総合支援交付金（産地基幹施設等支援タイプ）

- (1) 対象者：県、市町村、農業者の組織する団体（受益農業従事者が5名以上の企業も対象）
- (2) 対象内容：産地基幹施設。総事業費5,000万円以上。中山間地域等の優先枠あり。
- (3) 補助率：1/2、1/3以内。
- (4) 配分基準：整備内容毎に定められた項目から2項目を選択。更に、GAP認証等の特別加算、担い手又は機構連携強化等の加算あり。費用対効果分析との対応留意。

2. 農地利用効率化等支援交付金（融資主体支援タイプ）

- (1) 対象者：人・農地プランの中心経営体等
- (2) 対象内容：農業用機械・施設。50万円以上の機械等。スマート農業等優先枠あり。
- (3) 補助率等：補助率3/10以内。上限300万円。条件を満たす場合600万円。融資残・市町村等補助残補助。
- (4) 配分基準：【必須】付加価値額（収入総額－費用総額＋人件費）の拡大
【事業関連】規模拡大、経営管理の高度化、新規就農、農業者育成、女性取組
【地区ポイント】集積率、機構活用実績による

■県が実施する主な事業（「群馬県農業支援策活用ガイド」を参照してください）

1. 農業経営力向上事業経営力向上事業（旧はばたけ「ぐんまの担い手」支援事業）

- (1) 対象者：認定新規就農者、認定農業者、集落営農組織、農業者の組織する団体等
- (2) 対象内容：推進事業。事業費30万円以上の農業用機械・農業用施設等。
- (3) 補助率等：下記表参照。整備事業は融資を受けること。

メニュー	推進事業（上限）	整備事業（上限）
新規就農者支援型	50%以内（15万円）	50%以内（200万円）
スマート農業支援型	50%以内（25万円）	30%以内（200万円）
環境保全型農業支援		
担い手支援		
環境負荷軽減支援	—	15%以内（200万円）

- (4) 成果目標：新規就農者支援は、就農計画に即した成果目標を設定
スマート農業支援、環境保全型農業支援、担い手支援は、所得の向上の必須目標と、次から選択目標を1つ設定【経営規模拡大、効率化・省力化、品質の向上、単位面積当たりの収穫量の増加、遊休農地の解消、農業経営の複合化、新規作物の導入、経営の法人化、6次産業化、GAP認証取得、有機JASの取得、農福連携、農産物輸出】他は、実施要領に示す要件を満たすこと

2. 「野菜王国・ぐんま」総合対策事業

メニュー	対象者	対象内容	補助率（上限）
大規模野菜経営体育成支援	認定農業者	施設整備	3/10以内（800万円）
		機械整備	3/10以内（500万円）
ぐんまの野菜産地育成支援（ハード事業）	農業者の組織する団体等	農業用施設	3/10以内（800万円）
		農業用機械	3/10以内（500万円）

次世代農業ステップアップ支援	認定農業者、農業者の組織する団体等	施設整備 機械整備	3/10 以内 (1,000 万円) 3/10 以内 (500 万円)
種苗生産・供給体制支援	認定農業者、農業者の組織する団体等	施設整備 機械整備	3/10 以内 (500 万円) 3/10 以内 (200 万円)
(新規) ぐんまのいちご生産 拡大サポート	認定農業者、認定新規 就農者	施設整備 機械整備	3/10 以内 (1,000 万円) 3/10 以内 (500 万円)

■市町村、JAが実施する主な事業

お住まい又は経営農地が所在する市町村、所属する組織にご相談ください。